

34. 公共空間としての川床創出の促進に関する研究

- 東京都江東区清澄白河での社会実験の経緯と実態 -

Study on the promotion of creating river terrace as public space

- Progress and actual situation of the pilot program in Kiyosumishirakawa, Koto Ward in Tokyo -

松尾 夏奈*・志村 秀明**
Kana Matsuo*, Hideaki Shimura**

The propose of this paper is to clarify the way of establishment and activities, the case study is the pilot program in Kiyosumishirakawa, Koto Ward in Tokyo, in order to understand how to promote river terrace as public space . The conclusions are following 4 points. 1) Cases of Kawa-terrace are different in standard building code. Kawa-terrace in Kiyosumishirakawa is a structure by river act, and is not needed the application for building confirmation. It is needed to make an organization for discussion consist of local governments, private companies and local communities in to make progress Kawa-terrace. 2) People use Kawa-terrace increase by attractiveness of the restaurant, and use Kawa-terrace is not only restaurant users but also various users and use as public space. 3) The restaurant and good place to enjoy the river are the reason to use Kawa-terrace and promote the utilization in waterfront. 4) People recognize Kawa-terrace as public space even the restaurant is open holiday.

Keywords: River terrace, Waterside, Public space, Pilot program

川床, 水辺空間, 公共空間, 社会実験

1. はじめに

1-1. 研究の背景と目的

近年、水辺空間の活用が日本各地で進んでいる¹⁾²⁾。広島市の京橋川沿いのオープンカフェや大阪市の北浜テラスなど、多くの河川が存在する都市を中心に、民間事業者による水辺空間の活用が社会実験によって進められている。

東京都でも水辺空間の活用が進む中で、川床^①を水辺空間に創出する「かわてらす社会実験^②」が行われている。その一つとして、2017年4月中旬に江東区清澄白河の隅田川沿いにホテルLが開設された。³⁾ ホテルLに付随する川床(以下:かわてらすL)は、公共空間として整備された日本で最初の大規模な川床である。

本研究は、公共空間としての川床の創出を促進するための知見を得ることを主眼として、かわてらすLの開設経緯と利用実態を明らかにすることを目的とする。

1-2. 既往研究

広島市の水辺のオープンカフェの取り組みに着目した藤本らの研究⁴⁾⁵⁾では、交通量・利用者数の調査を通じて、水辺のオープンカフェの実施による賑わい向上を捉え、地域住民や利用者、管理者へのアンケートより、取り組みの課題を明らかにしている。

大阪市の川床の事例に着目した圓道寺らの研究⁶⁾では、官民一体事業による水辺空間の活用の取り組みを取り上げ、占用までの経緯や利用状況を明らかにしている。

全国で行われている水辺での社会実験に着目した菅原らの研究⁷⁾では、全国の事例を横断的に比較することにより全体像を捉え、水辺の市民利用に向けた空間利用及び連携体制の傾向を明らかにしている。

上記のように、水辺空間の活用に関する研究は数多くあるが、公共空間として整備された川床に対して開設までの

経緯や利用実態を明らかにしたものはない。

1-3. 研究方法

第2章では文献調査により、水辺空間の活用の変遷を示す。第3章ではヒアリング調査^③により、かわてらすLの開設経緯を明らかにする。第4章から第5章ではかわてらすLの利用実態を明らかにするが、第4章では観察調査^④によって、利用状況を把握し、第5章では利用者へのアンケート調査^⑤によって利用者の実態と公共空間としての認識を把握する。



図-1 研究対象(かわてらすLの位置と断面)

*学生会員 芝浦工業大学大学院理工学研究科建設工学専攻 修士課程 (Graduate school, Shibaura Institute of Technology)

**正会員 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授・博士(工学) (Prof. Dept. of Architecture, Shibaura Institute of Technology. Dr. Eng.)

1-4. 研究対象

研究対象を図1及び図2の右端に示す。

2017年4月14日にオープンしたホテルLは、清澄1丁目に位置し、周辺は工場が多く住宅は少ない。オフィスビルをリノベーションしたシェアホテルで、1階にギャラリー、2階にレストランが併設されている。

かわてらすLは、高潮堤防⁶⁾とホテルL間の管理用通路⁷⁾上に設けられており、2階のレストランと連続している。幅44m、面積284㎡の川床は国内最大級であり、7時から24時の間で、誰でも利用できるように開放されている公共空間である。2017年4月から、東京都建設局が行うかわてらす社会実験が続いている。

2. 水辺空間活用の変遷

2-1. 水辺空間活用に関する制度

河川敷地占用許可準則⁹⁾とは、河川法で定められた河川敷地を、河川管理者以外のものが占有できるようにするための基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的としている。

1965年の河川法制定時は、占有主体は公的団体に限定されていた。2004年に一部改正で特例措置の通達が行われたことで、民間事業者による河川敷地を活用した営業活動が、国土交通省河川局長が指定した区域における社会実験として実施可能になった。更に、2011年の一部改正時に、特例措置の一般化が行われ、河川空間の民間事業者による活用の特例が追加されたことにより、事業開始が一層容易になった。また、2016年の一部改正では民間事業者による占有期間が3年から10年に延長され、事業の長期的な見通しを立てることが可能となった。河川敷地占用許可準則では、河川敷地の利用調整を行う協議会等において、地域の合意を図ることが義務づけられている。

2004年の特例措置通達以降、水辺空間の活用が行われた。広島市では全国で初めて特例措置を活用して「京橋川オープンカフェ」が整備された¹⁰⁾。また、大阪市では河川敷地に川床を設置する「北浜テラス」が整備された¹¹⁾。

2-2. 東京都における水辺空間整備の方針

東京都は、隅田川を賑わい創出の軸としている^{12) 13)}。そのため河川敷地占用許可準則を活用したオープンカフェ等での水辺空間の活用が行われている。2013年10月に台東区花川戸に隅田公園オープンカフェが設置されたが、この整備にあたり「隅田公園オープンカフェ協議会」⁸⁾が設立され、運営、管理を行うなどして水辺空間に賑わいをもたらしめている。

水辺空間の賑わい創出のためには、民間事業者の活力を導入することが一つの方法であり、かわてらす社会実験が行われることになった。

2-3. かわてらす社会実験

かわてらす社会実験^{14) 15)}の事例を図2に示す。

東京都建設局河川部（以下：東京都）は、かわてらす社会実験を日本橋川と隅田川で行っている。

レストランAは中央区日本橋に位置し、そのかわてらすは、日本橋かわてらす社会実験として開設された。開設の際には建築基準法上の建築確認が必要であった。社会実験は、2014年3月から開始され2016年2月に終了したが、地域の合意が得られ、かわてらすは現在も継続して設置されている。地域との調整を行う際は、既存の地域組織⁹⁾を利用した。

レストランBとレストランCは台東区蔵前に位置し、そのかわてらすは、隅田川かわてらす社会実験として開設された。台東区が定める規定に従い設計を行ったため、建築基準法上の建築確認が不要であった。社会実験は、2016年7月から開始され、レストランBは2018年4月、レストランCは2017年12月に終了したが、地域の合意が得られ、かわてらすは現在も継続して設置されている。地域との調整は、民間事業者が個別に回り合意形成を行った。

かわてらす社会実験の4事例目として、ホテルLが開設された。

3. かわてらすLの開設経緯

本章では、関係者へのヒアリング調査の結果から、かわてらすLの開設経緯を明らかにする。かわてらすLの開設に至る経緯を表1に示す。

名称	レストランA	レストランB	レストランC	ホテルL
写真				
位置	中央区日本橋	台東区蔵前		江東区清澄
隣接する河川	日本橋川	隅田川		隅田川
用途	飲食店	飲食店		飲食店
店舗	開設 2013年5月	2015年11月	2016年7月	2017年4月
設置物	新設・拡張 既存のテラスを拡張	既存のテラスを拡張		新設
	面積 22㎡	41㎡		284㎡
	建築確認 必要	不要（建築主事が定める規定に従い設計したため）		不要
竣工年度	2014年3月	2016年7月		2017年11月
社会実験	種類 日本橋かわてらす社会実験	隅田川かわてらす社会実験 （浅草地区）		隅田川かわてらす社会実験 （清澄地区）
	期間 2014年3月～2016年2月	2016年7月～2018年4月		2017年4月より社会実験中
合意形成	既存の地域組織と調整を行い、地域の合意形成を図った。	地域と個別に利用調整を行った。		事業者からの説明会と、個別に利用調整を行っている。
アクセス	店内からのみ	店内からのみ		店内、外部から
利用者	レストラン利用者のみ	レストラン利用者のみ		レストラン利用者以外も含む

図-2 かわてらす社会実験の事例

3-1. 開設に関わる関係者

開設に携わる関係者は、ホテルLの民間事業者⁽⁴⁰⁾と、かわてらす社会実験を行っている東京都と、江東区都市整備部建築課（以下：江東区）、地元町会である清澄1丁目町会と近隣住民（以下：地区組織）である。開設に至る協議は、民間事業者とその他関係者との間で行われた。

3-2. 各関係者との協議内容

かわてらすLに適用される制度の範囲を図3に示す。

物件の紹介を受けた民間事業者は、眺望に優れた立地を活かすために社会実験によるかわてらすの設置⁽⁴¹⁾を検討し、東京都、江東区、地区組織との協議を開始した。東京都からの承認、地区組織からの合意は2015年4月に得られた。また、東京都と民間事業者から地区組織に行われた2016年10月の着工前説明会でも反対はなかった。

しかし、江東区との協議ではかわてらすLを工作物として扱うことができるかが争点となった。江東区では当初、かわてらすLは大規模であり、管理用通路に覆いかぶさる柱と屋根がある建築物であるという判断だった。建築物と判断されれば、かわてらすLの構造は複雑となり、費用もかさむため、迅速にかわてらすLを開設させるためには工作物として認められる必要がある。民間事業者、江東区、東京都間で協議を重ねた結果、かわてらすLを建築基準法の建築確認の対象外とし、河川法の手続きのみで扱う工作物とした。

表-1 開設に至る経緯

年月	東京都	江東区	民間事業者	地区組織(清澄1丁目町会など)
2014年9月				
10月				
11月			●物件の紹介を受ける	
12月				
2015年1月				
2月	●東京都建設局河川部との協議			
3月				
4月	●承認			
5月				
6月				
7月				
8月		●江東区都市整備部建築課との協議		
9月			●学識経験者に相談	
10月				
11月				
12月				
2016年1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
2017年1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				

物とした。その後、河川法第24条及び26条⁽⁴⁶⁾に基づき河川の占用許可が民間事業者に出され、かわてらすLが開設されたが、協議開始から開設までに2年2か月かかった。

かわてらすの複数の事例は、建築基準法上の扱いがそれぞれ異なり、かわてらすLは河川法の手続きのみで扱う工作物とし、建築確認が不要とされたが、各特別区の建築主事によって建築基準法上の扱いは異なる。迅速にかわてらすを開設するためには、特別区と東京都が連携し、またかわてらすを開設しようとする民間事業者と地区組織も含める協議組織が存在すべきといえる。

3-3. 開設後

社会実験後もかわてらすを継続するためには地域の更なる合意が必要なため、地区組織との関係性が重要となる。

ホテルLは、地元作家の作品をギャラリーで販売したり、周辺地域のまちあるきツアーに参画したり、富岡八幡宮の例大祭⁽⁴²⁾にホテルLのスタッフが清澄1丁目町会として参加するなど、地区組織との関わりをつくっている。

3-4. 小結論

本章では以下のことを明らかにした。

- ・かわてらすの複数の事例は、建築基準法上の扱いがそれぞれ異なり、かわてらすLは、河川法の手続きのみで扱う工作物とし、建築確認が不要とされた。協議の際に自治体との調整に時間がかかったため、迅速にかわてらすを開設するためには、特別区と東京都が連携し、またかわてらすを開設しようとする民間事業者と地区組織も含める協議組織が存在すべきといえる。

4. かわてらすLの利用状況

本章では、観察調査の結果を示し、公共空間としての利用状況を、利用者数、利用方法の分類と分類毎の利用者数、かわてらすLへの出入り、滞在型の利用状況から明らかにする。

4-1. 調査方法

観察調査は休日、平日各1日ずつ行った。調査時間は、かわてらすLがレストランと連続していることから、レストランの営業状況が利用状況に影響すると考え、休日、平日それぞれレストラン営業時（12時から13時）（以下、営業時）、レストラン休業時（16時から17時）（以下、休業時）の2つの時間帯で分け、合計4つの日時で調査を行った。ただし、休日の16時から17時はドリンクのみ販売しているため半営業時とする。

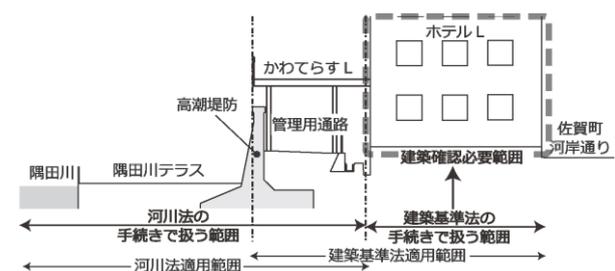


図-3 かわてらすLに適用される制度の範囲

タイプ	通過型				滞在型								
	食事		休憩		遊び		食事		休憩		遊び		
写真													
行動	レストランへの出入り	隅田川テラスへの通過	かわてらすLへ立ち寄る	小計	レストランの食事	持ち込みでの食事	座って休憩	川を眺める	読書	写真撮影	親子で遊ぶ	小計	合計
利用人数	27	8	5	35	51	5	15	4	1	8	6	91	126
休日営業時 10月9日(祝)	3	3	2	8	15	8	2	7	4	3	3	45	53
休日半営業時 10月9日(祝)	14	3	3	19	4	3	1	2	1	4	2	22	39
平日営業時 10月18日(水)	3	3	3	9	3	1	2	1	1	1	1	5	8
平日半営業時 10月18日(水)	41	17	7	65	70	8	18	34	2	20	11	163	228

図-4 利用方法の分類ごとの利用者数

4-2. 利用方法の分類

4つの日時での調査を合計した利用者数と、利用方法の分類を図4に示す。

利用者数は延べ228人であり、各時間帯では休日営業時が126人、休日半営業時が53人、平日営業時が39人、平日休業時が8人である。休日は利用者が多く平日は利用者が比較的少ない。

利用方法は通過型と滞在型の2つが確認できた。通過型は、「レストランへの出入り」「隅田川テラスへの通過」「かわてらすLへ立ち寄る」である。滞在型には、「レストランの食事」「持ち込みでの食事」、休憩（「川を眺める」「座って休憩」「読書」）、遊び（「写真撮影」「親子で遊ぶ」）の3つの利用が確認できた。

4つの日時での利用者を合計して、通過型が65人、滞在型が163人であり、また各調査日時とも滞在型の方が多い。通過型で最も多い利用は「レストランへの出入り」で、滞在型で最も多い利用は「レストランの食事」であることから、かわてらすLの利用者数はレストランによって増加しているといえる。

また、各調査日時での利用方法を比較すると、レストランが混雑している休日営業時より、レストランが混雑していない休日半営業時や平日営業時の方が、「座って休憩」や「読書」などが増え、利用方法は多様である。かわてらすLの利用方法はレストランの営業が影響するといえる。

4-3. かわてらすLへの出入り

4つの日時でのかわてらすLへの出入りを図5に示す。かわてらすLへ出入りする動線は、佐賀町河岸通りと接続する北側階段と、隅田川テラスと接続する南側階段の2つがある⁽¹³⁾。

かわてらすLに入る利用者は、各調査日時とも北側階段が多く、平日休業時には南側階段から入る利用者はいない。かわてらすLから出る利用者の割合も北側階段が多いが、平日休業時は南側階段と同率である。

全体的に、かわてらすLの利用者は大半が北側階段を利用しており、佐賀町河岸通りから出入りしている。

4-4. 滞在型の利用状況

かわてらすLの平面と滞在型の利用状況の傾向を図6に示す。

休日営業時と平日営業時は、「レストランの食事」がレストランの入り口付近で多く見られる。このエリアを①とす

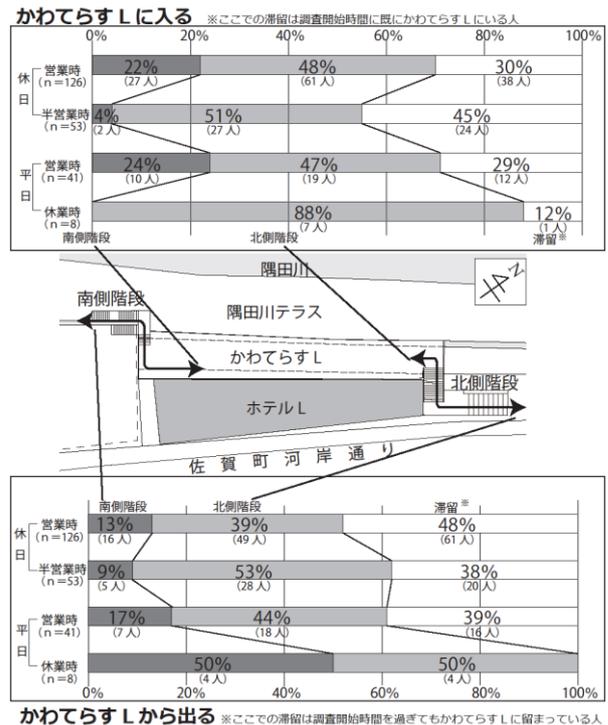


図-5 かわてらすLへの出入り

る。①の範囲は休日営業時より平日営業時の方が小さい。①の範囲はレストランの混雑状況によって変化するといえる。次に、全調査日時で「川を眺める」と「写真撮影」が、かわてらすLの隅田川側（特に北側）に見られる。このエリアを②とする。②の範囲は、各調査日時ともあまり変化はない。次に各調査日時とも、「持ち込みで食事」「座って休憩」「読書」「子どもと遊ぶ」など多様な利用が見られる。この利用が見られるエリアを③とする。休日営業時と比べて、平日営業時の方が③の範囲が広い。また、休日半営業時と平日休業時は③がほとんどを占めている。

②と③の範囲は、利用者がレストラン利用者に限らないことから、公共性の高い利用といえる。レストランが混雑している休日営業時でも②と③が見られ、その他の日時では②と③がほとんどを占めている。以上のことから、日時によって差があるものの、かわてらすLは、レストラン利用者に限らず、多様な利用があり、公共空間

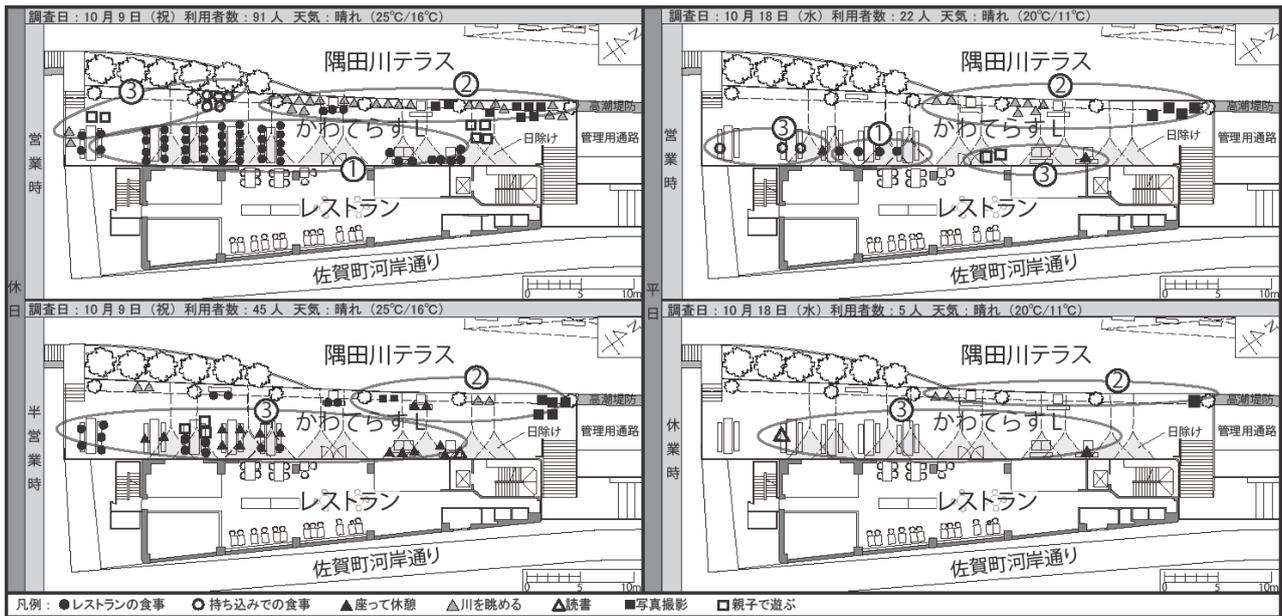


図-6 かわてらすLの平面と滞在型の利用状況の傾向

として利用されているといえる。

4-5. 小結論

本章では以下のことを明らかにした。

- ・かわてらすLの利用者数はレストランによって増加している。
- ・かわてらすLの利用者は大半が佐賀町河岸通りから北側階段を利用して出入りしている。
- ・日時によって差があるものの、かわてらすLは、レストラン利用者に限らず、公共空間として利用されている。

5. 利用者の実態と公共空間としての認識

本章では、かわてらすLの利用者に対するアンケート調査の結果から、利用者の属性、利用目的とかつての隅田川テラスの利用、公共空間としての認識を明らかにする。

5-1. 調査方法

アンケート調査は、前章の観察調査と同様の時間で行った。かわてらすLの利用者に無作為に行い、休日の営業時で48名、休日の半営業時で43名、平日の営業時で50名、平日の休業時で25名、合計166名に行った。

5-2. 利用者の属性

利用者の属性を図7に示す。

居住地は、地元⁽¹⁴⁾の占める割合が、休日営業時と平日営業時は約半数、休日半営業時と平日休業時は約3割であり、地元の利用が多い。また、休日半営業時は其他都内、平日の休業時は都外からの利用も多い。性別は休日営業時・半営業時、平日休業時の男女比がほぼ同率なのに対して、平日営業時は女性の割合が8割と高い。年齢は休日・平日営業時は30~40代、半営業時・休業時では20代、平日休業時には50~60代の割合が高い。職業は休日営業時・半営業時は会社員、平日営業時は主婦、平日休業時は無職の割合が高い。

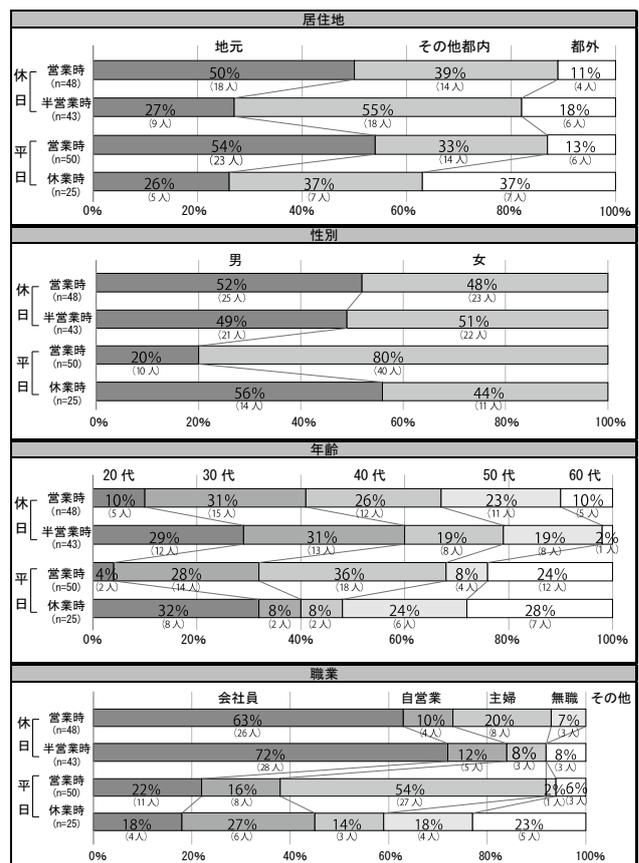


図-7 利用者の属性

以上のことから、かわてらすLの利用者は、居住地、性別、年齢、職業とも多様であり、様々であるといえる。

5-3. 利用目的とかつての隅田川テラスの利用

利用者のかわてらすLの利用目的とかつての⁽¹⁵⁾隅田川テラスの利用との関係を図8に示す。縦軸はかわてらすLの利用目的で、「レストラン」「散歩」「休憩」「その他」に

分ける。横軸はかつての隅田川テラスの利用頻度で、「よく利用」「たまに利用」「利用なし」で分ける。

休日・平日の営業時の利用目的は、「レストラン」が約半数以上を占め、休日の半営業時は「散歩」や「休憩」が8割～10割を占め、平日の休業時は「その他」が占める割合が高い。その他は、「川を眺めに」「宿泊」「読書」である。かつての隅田川テラスの利用では、全体的に「利用なし」と回答した人が3割～4割を占めているため、かわてらすLが開設されたことで、隅田川沿いの新たな利用者が増えたといえる。

かつての隅田川テラスの利用とかわてらすLの利用目的の関係では、休日営業時の利用目的で「レストラン」の割合は、かつての隅田川テラスを「利用なし」と回答した人が最も高い。同様のことが平日の営業時でもいえる。そのため、レストランがかわてらすLの利用者を増やしているといえる。

平日休業時では、かつての隅田川テラスの利用が「たまに利用」「利用なし」で「川を眺めに」と回答した人が比較

的が多い。そのため川への眺望の良さがかわてらすLの利用者を増やしているといえる。

5-4. 公共空間としての認識

かわてらすLの公共空間としての認識⁽¹⁶⁾を図9に示す。全体を通して、「とても感じる」または「少し感じる」と回答した人が7割～8割を占め、「あまり感じない」または「全く感じない」と回答した人が2割～3割である。

「あまり感じない」または「全く感じない」と回答した人の理由では、休日・平日営業時と休日半営業時では「レストランの一部とを感じるから」という意見が多い。また、レストランが最も混雑している休日営業時では「混雑しているから」という理由がある。利用者のかわてらすLに対する公共空間としての認識はレストランの影響がある。

5-5. 小結論

- 本章では以下のことを明らかにした。
- ・かわてらすLの利用者は、日時によって差はあるものの、居住地、性別、年齢、職業が様々で幅が広い。
- ・レストランや川への眺望の良さは、かわてらすLが利用

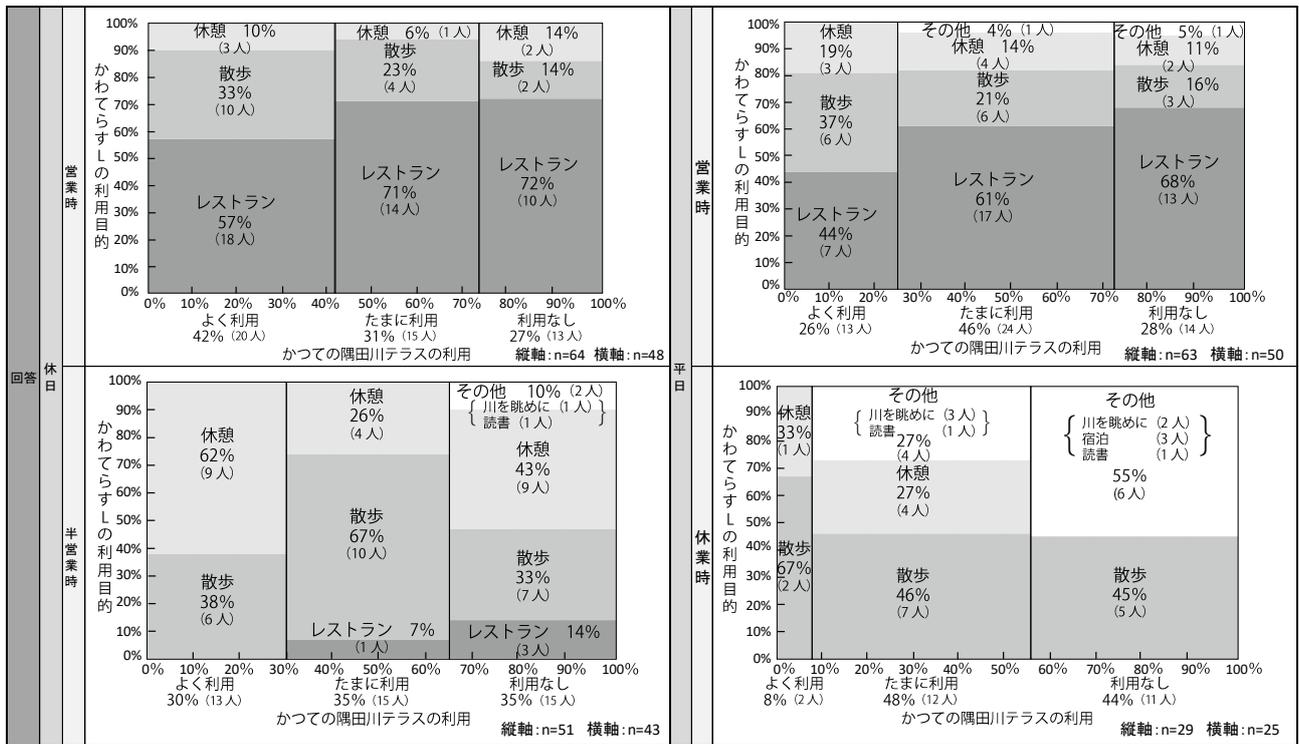


図-8 利用目的とかつての隅田川テラスの利用

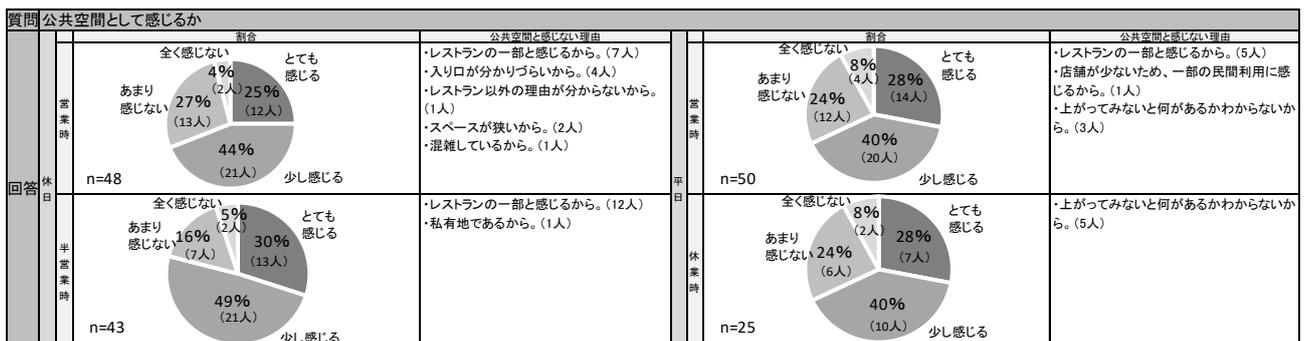


図-9 公共空間としての認識

されるきっかけとなっており、水辺空間の利用を促進するといえる

- ・利用者のかわてらすLに対する公共空間としての認識は、休日のレストランの営業時も含めて全体的に高い。

6. まとめ

本研究では、民間事業者による公共空間としての川床創出を促進するための知見を得るために、かわてらすLの開設計画と利用実態について、以下のことを明らかにした。

- ・かわてらすの複数の事例は、建築基準法上の扱いがそれぞれ異なり、かわてらすLは、河川法の手続きのみで扱う工作物とし、建築確認が不要とされた。協議の際に自治体との調整に時間がかかったため、迅速にかわてらすを開設するためには、特別区と東京都が連携し、またかわてらすを開設しようとする民間事業者と地区組織も含める協議組織が存在すべきといえる。
- ・かわてらすLの利用者数は、レストランによって増加している。日時によって差があるものの、かわてらすLは、レストラン利用者に限らず、多様な利用があり、公共空間として利用されている。
- ・レストランや川への眺望の良さは、かわてらすLが利用されるきっかけとなっており、水辺空間の利用を促進するといえる。
- ・利用者のかわてらすLに対する公共空間としての認識は、休日のレストランの営業時も含めて全体的に高い。

【補注】

- (1) 「川床」とは河川敷地に突き出して設ける高床式の工作物である。
- (2) 「かわてらす」とは東京都建設局河川部が名付けた東京都における川床の名称である。
- (3) ヒアリング調査：2017/7/11/Tue、7/28/Fri 実施。対象は管理者。2017/7/26/Wed 実施。対象は地元町会長。ヒアリング調査：2017/9/29/Fri 実施。対象は江東区都市整備部建築課。ヒアリング調査：2017/10/20/Fri 実施。対象は東京都建設局河川部計画課。
- (4) 観察調査：2017/10/9/Mon (天気：晴れ、気温：25°C/16°C)、10/18/Wed (天気：晴れ、気温：20°C/11°C) の2日間で実施。2017/10/9/Monは祝日である。対象はかわてらすL利用者。年代、性別、行動を記録する。
- (5) アンケート調査：2017/10/9/Mon~11/4/Sat 実施。対象はかわてらすL利用者。(1) 性別、年齢、職業、居住地 (2) 利用目的 (3) 隅田川沿いを以前から利用していたか (4) 公共空間としての認識、の以上4点について調査した。
- (6) 参考文献8)を参照した。「高潮堤防」とは、1957年以降に河川区域で整備された高さ3~4mに達する直立の防潮堤である。
- (7) 「管理用通路」とは、河川巡視、水防活動や災害復旧工事のために設けられた通路である。
- (8) 「隅田川オープンカフェ協議会」とは、学識経験者、地元団体代表、地域住民、行政から構成される協議会である。オープンカフェ出店者の選定を行っている。
- (9) 「既存の地域組織」は「日本橋ルネサンス協議会」のことである。日本橋地域の活性化と日本橋川の再生のビジョンを提言し、まちづくり策を発信していくことを目的に活動している。
- (10) ホテルLの場合の民間事業者は、物件を賃貸借契約で事業主か

ら借り、業務委託という形で、開設までの設計協議、監理から運営業務を行う企業である。

- (11) かわてらすの設置の費用は民間事業者が負担する。
- (12) 富岡八幡宮は江東区富岡に位置する八幡神社である。8月に行われる深川八幡祭りは江戸三大祭りの1つである。
- (13) ここではレストランからの動線は除外している。
- (14) 地元とは、ホテルLまで徒歩15分ほどの場所とした。江東区清澄、佐賀、福住、永代、白河、常盤、三好、平野、森下、深川、中央区日本橋浜町が該当する。
- (15) かつての隅田川テラスの利用とは、かわてらすLが開設される以前から隅田川テラスを利用していたかどうかということを示している。
- (16) アンケートは対面式で行い、対象者と公共空間の認識を共有した。

【参考文献】

- 1) 国土交通省水管理・国土保全局 (2016年3月), 「河川空間のオープン化活用事例集」, 国土交通省水管理・国土保全局
- 2) 赤沼大暉、萩野正和、志村秀明 (2018年4月), 「水辺公共空間の活用を促進するための運営に関する研究-東京都隅田川流域と湾岸地域における実態を対象として-」日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.53, No.1, p27-38
- 3) LYURO 東京清澄 - THE SHARE HOTELS - 【公式】
<https://www.thesharehotels.com/lyuro/> 2017年6月
- 4) 藤本和男、嘉名光市、赤崎弘平 (2008年10月), 「公共空間を利用したオープンカフェの利用実態と住民意識に関する研究-広島市京橋川河岸のケーススタディ-」, 日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3, p619-624, 公益社団法人日本都市計画学会
- 5) 藤本和男、嘉名光市、赤崎弘平 (2011年4月), 「公共空間を利用した外部地先利用空間の利用実態と評価に関する研究-広島市京橋川のケーススタディ-」, 日本都市計画学会都市計画論文集 No.46-1, p63-68, 公益社団法人日本都市計画学会
- 6) 圓道すゆみ、宮脇勝 (2014年4月), 「規制緩和に伴う河川沿いの占用と利用に関する研究-水都大阪官民一体事業の特徴と利用状況に着目して-」, 日本都市計画学会都市計画論文集 No.49-1, pp33-40, 公益社団法人日本都市計画学会
- 7) 菅原遼、畔柳昭雄 (2016年4月), 「水辺の社会実験から見た河川区域の空間利用と地域連携に関する研究-空間構成と事業スキームに着目して-」, 日本建築学会計画系論文集第81巻 第722号, p971-981, 一般社団法人日本建築学会
- 8) 難波匡甫 (2014年3月), 「東京下町低地の高潮対策に関する歴史的考察」, 法政大学エコデザイン研究室
- 9) 国土交通省, 「河川敷地占用許可準則について」
http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/index.html 2017年7月
- 10) 広島市HP, 「水の都ひろしま推進協議会」
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/index2.html> 2017年7月
- 11) 泉英明、嘉名光市、武田重明 (2015年10月), 「都市を変える水辺アクション-実践ガイド」
- 12) 新たな水辺整備のあり方検討会 (2014年2月), 「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」, 東京都建設局
- 13) 陣内秀信、法政大学陣内研究室 (2013年8月), 「水の都市江戸・東京」, p81, 講談社
- 14) 東京都建設局河川部計画課, 「日本橋かわてらす社会実験募集要項」, 東京都建設局
- 15) 東京都建設局河川部計画課, 「隅田川かわてらす社会実験募集要項」, 東京都建設局
- 16) 国土交通省, 「関連条文 (河川法第24条、第26条等)」, 国土交通省